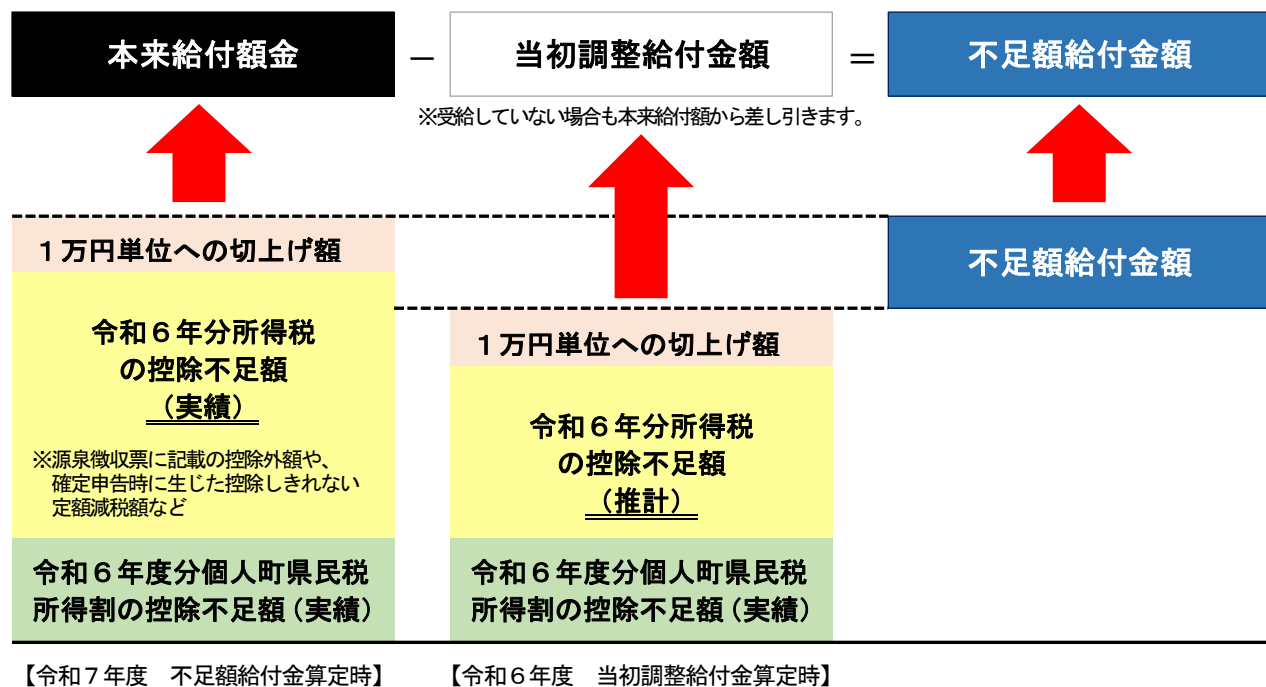




※1 控除不足額の算定方法は、以下のとおりです。

- ・ 所得税分＝「定額減税可能額」－「令和6年分所得税額」
- ・ 個人町県民税所得割分＝「定額減税可能額」－「令和6年度分個人町県民税所得割額」

※2 定額減税可能額の算定方法は、以下のとおりです。

- ・ 令和6年所得税分＝3万円×減税対象人数
 令和6年所得税分の減税対象人数：納税義務者本人+令和6年12月31日時点の同一生計配偶者（国外居住者を除く）+令和6年12月31日時点の扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む・国外居住者を除く）の数
- ・ 令和6年度個人町県民税所得割分＝1万円×減税対象人数
 令和6年度個人町県民税所得割分の減税対象人数：納税義務本人+令和5年12月31日時点の控除対象配偶者（国外居住者を除く）+令和5年12月31日時点の扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む・国外居住者を除く）の数

※3 令和6年分源泉徴収票の控除外額に記載された金額や、確定申告時に生じた定額減税しきれない金額は、令和6年分所得税の控除不足額（実績）であり（上図参照）、不足額給付金額と必ずしも一致しません。